

第104回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和6年10月21日（月） 14時30分～16時00分

2 場 所

防衛省A棟4階 陸幕会議室

3 出席者

（委 員） 太田会長、高木委員、能勢委員、山宮委員、諏訪委員
（防衛省） 林服務管理官

4 議 事

（1） 開会の辞

- 太田会長 只今より「第104回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。
各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

（2） 第101回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。
御手元の資料2「第103回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

（3） 令和6年度自衛隊員等倫理月間におけるeラーニング結果について

- 太田会長 議題の2番目は、「令和6年度自衛隊員等倫理月間におけるeラーニング結果」についてです。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 資料3をご覧ください。目的につきましては、教育の一環として資料を用いた教育に加えて、eラーニングを活用した教育を行うことにより隊員

の理解度を把握するものです。対象は記載のとおりであり、事務次官及び防衛審議官並びに本省内部部局及び機関等に所属し、かつ、市ヶ谷地区に勤務する自衛隊員等、そして市ヶ谷地区以外に勤務する機関等及び統合幕僚学校の自衛隊員、各自衛隊の司令部及び機関に所属する自衛隊員となっております。

集計結果ですが、正答率は全体で90%程度であり、対象者は約2万2千人となっております。

また正答率が90%以下の問題が6つほどありまして、記載のとおりです。

今後の教育における改善点としまして、正答率の低かったものは教育資料にその旨を明示し一層の注意を促すことや教育資料については各自の端末にリンク先をポップアップ表示させるといった取組を行い、隊員の理解度を促進していきたいと考えております。

説明は以上になります。

○ 太田会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。

○ 委員 実施者数についてのパーセンテージはどのくらいになるのでしょうか。

○ 服務管理官 パーセンテージについてですが、実施者数は約2万2千人になりますので、全体でみると1割弱となっております。指定職、部員級以上、一般隊員という区分を設けておりますが、それぞれの区分ごとのパーセンテージは現在のところ計上しておりません。

しかしながら指定職については、元々母数が少ない関係で相当な割合の者は受講しているものと認識しております。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 委員 現在、審査会で審査をしている倫理法違反事案もそうですし、海上自衛隊の川崎重工業の事案についてもですが、eラーニングは90%以上正解にも関わらず、こういったことが実際に起きてしまっているので、eラーニングはほとんど効果があがっていないものと考えます。

そのためすぐには言いませんが、eラーニングを含めた教育の在り方を見直していく必要があると考えます。eラーニングに関しても例えば最近の事例を踏まえ、判断が難しい事例を設問として設定するなどした方が良いかと思っておりますのでご検討いただければと思います。

- 服務管理官 ありがとうございます。eラーニングを含めた様々な教育が実際の行動に結びついているのかということに不断に検討していく必要があると考えております。

その中で今おっしゃったように実際に問題になった事例やあてはめが難しい事例を反映し、教育資料等を見直してまいりたいと考えております。

- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、「令和6年度自衛隊員等倫理月間におけるeラーニング結果」については、以上といたします。

(4) 自衛隊員の倫理に関する国会報告について

- 太田会長 議題の3番目は、「自衛隊員の倫理に関する国会報告」についてです。
これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要があります。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは資料4の概要資料を用いて自衛隊員の倫理に関する国会報告について御説明させていただきます。

まず、毎年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況について、内閣が国会に報告することが自衛隊員倫理法第4条の規定により定められているところです。

報告書の内容につきましては、資料3の2の(1)からですが、各種報告書の提出件数につきましては、それぞれ贈与等報告書1,847件、株取引等報告書11件、所得等報告書117件となっております。

それから(2)の倫理監督官への届出などの状況ですが、利害関係者との1万円を超える場合の飲食の届出が1件、利害関係者からの依頼による講演等の承認につきましては、535件を記載しております。

(3)の懲戒処分等の状況でございますが、令和5年度につきましては、倫理法違反に対する懲戒処分及び訓戒等の処分がいずれも0件ということで報告しております。

(4)の倫理法等の適正な運用の確保等のための施策につきましては、自衛隊倫理審査会が行った施策については、各種報告書についての審査です。防衛省全体で行った施策または省内各機関においてそれぞれ行った施策については、各種会議などにおいて、倫理法の周知徹底などの指示を行っていること、研修における倫理講座の設定、充実を図っていること、日常業務等において、管理・監督者から部下隊員への指導を実施していること、管理監督者に対して指示・指導を実施しているということを報告いたしました。

こちらについては令和6年9月24日（火）に報告を行ったものでございます。その報告書につきましては資料5となっております。

説明は以上です。

○ 太田会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。

○ 太田会長 御質問、御意見等がなければ、自衛隊員の倫理に関する国会報告については、以上といたします。

（５） 自衛隊員倫理規程の運用見直しについて

○ 太田会長 議題の4番目は、「自衛隊員倫理規程の運用見直し」についてです。それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

○ サービス管理官 資料6をご覧ください。運用見直しの趣旨については国家公務員倫理審査会事務局より国家公務員倫理規程の運用の見直し等についての通知文書が発出されたため、防衛省として自衛隊員倫理規程の運用見直しを図るものです。

国家公務員倫理審査会事務局より発出された通知文書の内容についてご説明します。

（１）の運用等の見直し内容につきまして、1つ目は利害関係者との飲食時の割り勘額の端数についてです。これまで利害関係者との飲食時は1円単位での厳密な割り勘をすることが求められておりましたが、国家公務員倫理審査会事務局が各省庁へアンケートを実施したところ、事業者との円滑なコミュニケーションが取りにくいといった様々な意見がありまして今後は、「割り勘」の解釈として、1円単位での割り勘までは求めないこととすることが示されております。

他方、割り勘の際は、特定の事業者等との間で繰り返し相手方に端数を負担させるなど国民の疑惑や不信を招かないよう、社会通念上相当と認められる程度の常識の範囲内で対応することも示されております。

2つ目につきましては、飲食物が提供される着座形式の会合への出席の際の要件についてです。

飲食物が提供される着座形式の会合の出席の際の人数要件は50名程度以上から20名程度以上へ緩和されておりますが、当該緩和措置は継続することが示されております。

3つ目につきましては、供応接待を受けた場合の贈与等報告書に記載する価額の算定についてです。

多くの省庁では、飲食を伴う会合の主催者側から総額や出席者数を聴

取する方法が取られておりますが、会場費等の確認に困難があるといった意見がありましたため、価額の推計に当たりましては、他に会費を支払った者がいる場合はその会費を記載することや、店舗やインターネット等で把握した飲食店等の料金表記載の価格で推計する方法も可能なため、積極的に活用することが示されております。

次に（２）各府省等への御提案事項につきまして、１つ目は各府省等独自ルール（倫理法令の上乗せ規制）についてです。こちらについては倫理法令違反の再発防止策で策定した独自ルールについて、策定から数年程度経過しているものは、その間の組織内における運用状況を踏まえ、必要性や内容等の見直しをこの機に検討することが示されております。

２つ目は利害関係者と共に飲食する際の届出につきまして、利害関係者と共に飲食をする場合に自己の飲食費用が１万円を超えるとときは、あらかじめ「倫理監督官が定める事項」を倫理監督官に届け出ることとされているが、「倫理監督官が定める事項」について、簡素化の検討をすることが示されておまして、国家公務員倫理審査会事務局より最低限必要な事項として５つの要件が提示されております。

次に国家公務員倫理審査会事務局より発出された通知文書の内容を受けての防衛省の運用見直し内容について御説明いたします。

運用等の見直し内容につきまして、利害関係者との飲食時の割り勘額の端数については自衛隊員倫理規程についても同じく運用を見直す方向で検討したいと考えております。

飲食物が提供される着座形式の会合への出席の際の要件については現状維持のため、見直し不要と考えております。

供応接待を受けた場合の贈与等報告書に記載する価額の算定については、元からある価格の算定方法を活用するものであり、新たな事項が生じるものではないため、見直し不要と考えております。

各府省等への御提案事項のうち、各府省等独自ルールについて防衛省としては、上乗せ規制を設けていないため、見直し不要と考えております。

利害関係者と共に飲食する際の届出について、防衛省では、国家公務員倫理審査会事務局から示された最低限必要な事項に加えて、「飲食の趣旨・目的」が設けられておりますが、飲食の趣旨や目的を把握することで、隊員と事業者との不適切な関係性の有無が確認できるため、見直し不要と考えております。

次に今後の予定になりますが、別添のとおり倫理監督官より各倫理管理官に対して、自衛隊員倫理規程の運用見直しに関する通達を発出したいと考えております。

説明については以上です。

- 太田会長 ありがとうございます。御質問あるいは御意見がありましたらお願いします。
- 委員 利害関係者と共に飲食する際の届出について防衛省としては、「飲食の趣旨・目的」という項目が設けられているとのことでしたが、実際の届出書には具体的にどのようなことが記載されているのでしょうか。
- 服務管理官 おそらく「情報交換のため」、「親睦のため」といったような記載になっているものと推測しますが、手元に確認できる資料がございませんので、後日報告させていただきます。
- 委員 承知いたしました。よろしくお願いします。
- 委員 「飲食の趣旨・目的」という項目に関連して、お聞きしたいのですが、相手方の事業者等と防衛装備品の機微な情報を話し合う目的で飲食を伴う会合が行われた場合、そういった機微な情報まで書かなければならないのでしょうか。
- 服務管理官 利害関係者と共に飲食する際の届出については、そういった機微な情報の記載まで求めているものではないと認識しております。
委員がおっしゃられた例を用いますと、「防衛装備品の運用、設計等に関する意見交換」といった記載になるかと思います。
- 委員 そうなると装備品の具体的な性能などについては、記載されないということですね。
- 服務管理官 おっしゃるとおりでございます。
- 委員 ありがとうございます。
- 委員 確認をしたいのですが、今回の国家公務員倫理審査会事務局より発出された通知文書の内容で、飲食物が提供される着座形式の会合の出席の際の人数要件は50名程度以上から20名程度以上へ緩和措置は継続することが示されましたが、自衛隊員倫理規程においては、教育資料等を拝見すると20名程度以上が出席する立食パーティーを中心に記載があったかと思いますが、自衛隊員倫理規程の運用上、着座形式の会合の出席について、何か根拠等はありませんでしょうか。
- 服務管理官 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、自衛隊員倫理規程の教育資料等を見ますと、着座形式の会合の出席の際の人数要件について、

若干分かりづらい部分があるものと考えます。

なお先ほど御説明いたしました自衛隊員等倫理月間における e ラーニングについて、着座形式の会合へ出席する際についての問題の正答率が低くなっておりましたのも周知の仕方に若干問題があったことが原因かと考えますので、御指摘を踏まえて、より隊員の理解が進むような教育内容を考えてまいりたいと思います。

- 委員 たしかに当該 e ラーニングの問題を拝見すると隊員にとっては中々難しい問題になっているのかと思いますが、そもそも国家公務員倫理規程において、座席が指定されている場合と指されていない場合で要件に違いがあるのでしょうか。
- 服務管理官 着座形式で座席の指定がない場合においては、国家公務員倫理審査会事務局より発出された通知文書の内容に記載がありましたように20名程度以上へ緩和措置がとられており、座席の指定がある場合においては、資料に記載がありますように付加的な5要件があります。
- 委員 防衛省としては、上記の要件と同じ扱いをしているのでしょうか。
- 服務管理官 防衛省においても同じ扱いをしておりますが、先ほどご指摘がありましたように教育内容が分かりづらい点はあるかと思います。
- 委員 教育内容については、今回を機に見直していただきたいですが、合わせてお願いがございまして、今回は国家公務員倫理規程の運用見直しを機に防衛省の自衛隊員倫理規程を見直すということでしたが、最近の倫理法違反事例を踏まえ、判断が難しい事例について、防衛省として独自の運用見直しが近い将来必要になってくるのかと思いますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。
- 服務管理官 ありがとうございます。御指摘をいただいたことを踏まえまして、教育の内容、運用の内容について直近の事例を参考に検討を進めて行きたいと思います。
- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、自衛隊員倫理規程の運用見直しについては、以上といたします。

(6) 令和6年度第1四半期贈与等報告書について

- 太田会長 議題の5番目は、「令和6年度第1四半期贈与等報告書」についての審査でございます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円以上の

贈与を受けた部員級以上の隊員が提出した令和6年度第1四半期の贈与等報告書を当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。

○ 服務管理官 それでは、資料7から9に基づいて御説明をいたします。

まずは、資料7をご覧ください。令和6年度第1四半期につきましては、総件数が261件となっております。

概要につきましては資料8を用いて基因順にご説明させていただきます。

賞金等の贈与が連番1番から2番までの2件ございまして、物品等の贈与が連番3番から69番までになります。内訳としましては連番3番から9番までの7件が儀礼的な贈り物として、挨拶受けの際のお酒ですとか、お菓子等の贈与がございました。また連番10番から26番までの17件が外国政府等からの儀礼的贈り物として、大使館等からお菓子等の贈与がございました。次に連番27番から35番までの9件が表敬時等の儀礼的贈り物として、部隊長等への表敬があった際のお菓子や魚類等の贈与がございました。次に連番36番から51番までの16件が就任祝い等に対する儀礼的贈り物として、お花等の贈与がございました。

続いては、連番52番から69番までの18件が激励品になりますが、連番52番から62番までが能登半島地震及び山形県における林野火災の災害派遣に対するもの、連番63番から69番までが派遣海賊対処行動支援隊及び第48次派遣海賊対処行動水上部隊に対するものでございます。激励品の内容としましては、お菓子やパン、ジュースや栄養ドリンク等となっております。

続きまして、連番70番から115番までが供応接待であり、このうち利害関係のあるものは26件となっております。主なものとして部外団体の総会等が開催された際のパーティへ参加した際に供応接待を受けたものになります。

続きまして、著述に対する謝礼が連番116番から161番の合計46件になります。内訳として連番116番から141番までが自衛隊関係の機関紙への著述で26件となっております。連番142番から148番が財団法人・社団法人が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で5件、連番149番から161番までが出版社等が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で15件となっております。

続きまして、著述に対する印税で、連番162番から176番の15件となっております。

続きまして、連番177番の1件が監修等に対する謝礼となっており、中身としましては、医学用の教材DVDの監修を行ったものになります。

続きまして連番１７８番から２２５番の４８件が講演等に対する謝礼となっており、利害関係のあるものが１０件となっております。これらの１０件につきましては、医官等が製薬会社や医療機器メーカーから依頼を受けて講演を行ったものとなっております。

続いては、テレビ出演等に対する謝礼で連番２２６番から２５４番までの２９件となっており、これらは主に防衛研究所の研究員がロシア・ウクライナ戦争について解説したものになります。

最後になりますが、新聞等へのコメントに対する謝礼が連番２５５番から２６１番で、７件になります。

令和６年度第１四半期の贈与等報告書の概要につきましては、以上になります。

- 太田会長 ありがとうございました。
それでは、贈与等報告書につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。
- 委員 連番１１番から２６番までＡ国からお菓子の贈与がなされており、過去にここまで多く贈与を受けたことはあまりなかったものと思いますが原因についていかがお考えでしょうか。
- 服務管理官 過去の規模については、御手元に資料がございませんので、分かりかねますが、こういった防衛交流の際に先方からお菓子の贈与があるということは比較的によくあることではないかと考えております。
- 委員 それではＡ国からこれだけ接触があるというのは、それほど珍しくないということでしょうか。
- 服務管理官 接触の機会については、２日間となっており、その間に出席した者たちに対してお菓子の贈与がなされたものと考えております。
- 委員 何かきっかけがあったのでしょうか。
- 服務管理官 おそらくＡ国と大きな会合があり、その際に参加者に対して一律に贈与がなされたものではないかと考えております。
- 委員 連番６５番から６９番について、同じ日に各団体から激励品の贈与を受けているので激励会のようなものがあったのでしょうか。

- 服務管理官 こちらにつきましては、派遣海賊対処行動水上部隊という艦艇の部隊になりますので、艦艇に対する激励の機会があったものと思います。
- 委員 これは習慣化しているものなのでしょうか。
- 委員 これまでも派遣海賊対処行動水上部隊が出国する際には、激励品をいただく機会が多かったものと認識しております。
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 他に御質問等ございますでしょうか。
- 太田会長 御質問、御意見等がなければ、令和6年度第1四半期贈与等報告書については、以上といたします。

(7) 議題の採択等について

- 太田会長 それでは、本日審議されました「第103回自衛隊員倫理審査会議事録」、
「令和6年度第1四半期贈与等報告書」につきましては、各委員の皆様へ承認をいただきたいと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

(8) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございました。
次回の審査会につきましては12月中旬を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。
- 以上で、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。